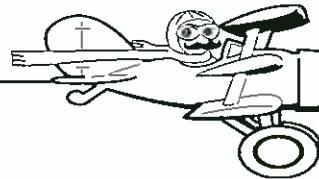


今回のテーマ

## 役員の退職金について



今回も前回に引き続き役員退職金規程につきまして検証してみたいと思います。

### 1. 役員退職金規程の必要性

- 「過大な役員退職金」として損金算入を否認されないため。  
損金算入が認められるためには、適正な算定基準に従った支払が必要。
- 死亡した経営者や役員の遺族にきちんと死亡退職金が渡るようにするため。  
死亡保険金受取はあくまで法人でありその使途は自由である。規程が無い場合は他の目的で資金が使用されてしまう場合があり遺族は何も言うことが出来ない。

### 2. 「規程」作成および承認について

#### 規程承認までの流れ

「取締役会」  
または  
「株主総会」  
にて「規程」  
の作成および  
承認  
を行う。

「規程」制定に  
関する取締役会  
または株主総会  
の「議事録」  
作成及び保管。

重要！

社長1人で  
役員退職金  
規程を作ること  
は出来ない。

◎上記のとおり役員退職金規程は重要な役割を担っているばかりか、それなりの手続きが必要なことがおわかりいただけだと思います。ある調査によると、既に57.6%の企業が役員退職金規程を作成しているとのことです。裏を返すと半数弱は規程が整備されていないと言えます。また、規程が古くなっていて現状にそぐわない場合もあります。お気づきの点がございましたら、是非一度担当者まで、退職金規程の見直しについて声をかけてみて下さい。